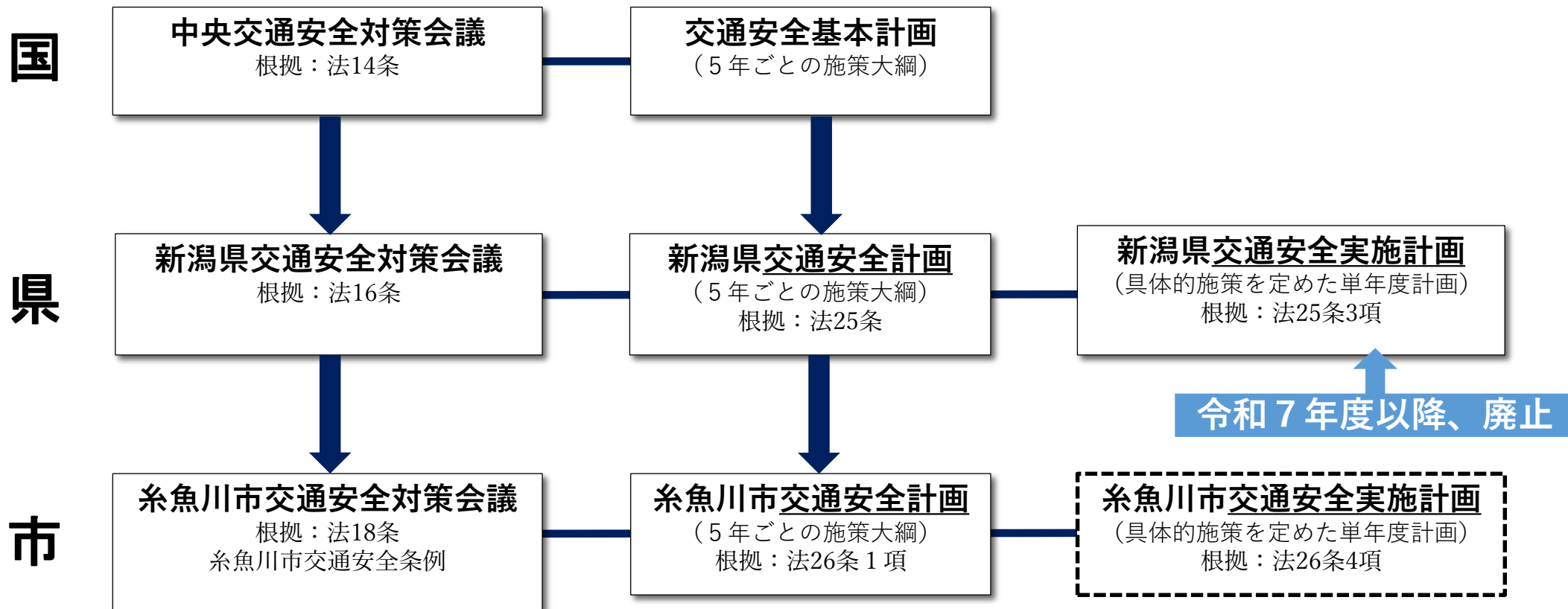


交通安全施策体系

法：交通安全対策基本法



(交通安全対策会議)

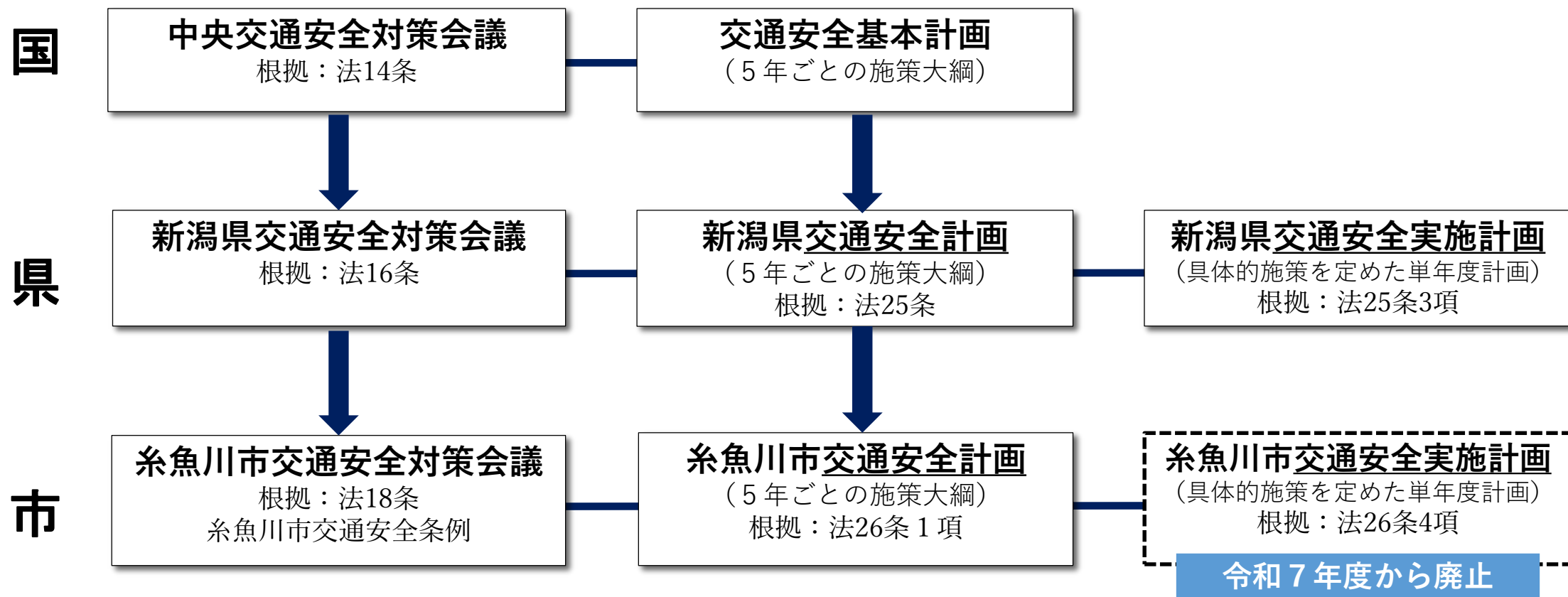
第4条 市長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、糸魚川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 糸魚川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

交通安全施策体系

法：交通安全対策基本法



(交通安全対策会議)

第4条 市長は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、糸魚川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 糸魚川市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

県内20市の状況

◎交通安全計画（5年計画）と交通安全実施計画（単年度計画）の両方を作成している

▶ **新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、糸魚川市、妙高市、魚沼市（7市）**

◎交通安全計画（5年計画）を作成しているが、交通安全実施計画（単年度計画）を作成していない

▶ **三条市、小千谷市、見附市、村上市、燕市、上越市、阿賀野市（7市）**

◎交通安全計画（5年計画）を作成していないが、交通安全実施計画（単年度計画）を作成している

▶ **十日町市、五泉市（2市）**

◎交通安全計画（5年計画）、交通安全実施計画（単年度計画）とも作成していない

▶ **加茂市、佐渡市、南魚沼市、胎内市（4市）**

◎交通安全実施計画（単年度計画）を作成している自治体（9市）のうち、今後も計画を作成していく

▶ **新潟市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市（5市）**